

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 8 月 8 日（金）第641号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則		
○鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（※）	（水産振興課取扱い）	1
告 示		
○指定外来動植物の指定（※）	（自然保護課取扱い）	1
○保安林の指定	（森づくり推進課取扱い）	2
○保安林の指定予定の通知	（森づくり推進課取扱い）	3
○肥料の登録	（経営技術課取扱い）	3
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止	（南薩地域振興局取扱い）	3
公 告		
○一般競争入札公告	（総合教育センター取扱い）	4
正 誤		
○鹿児島県公報第603号の18（令和 7 年 3 月 28 日付け）の一部訂正（※）	（人事課取扱い）	7

規 則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第64号

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第 2 条後段中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第507号

指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり指定外来動植物を指定し、令和 7 年 8 月 28 日から施行する。

令和 7 年 8 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	適切な飼養等の方法	適合飼養等施設
ニホンテン（ <i>Martes melampus</i> ）	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状	指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準（令和元年10月29日鹿児島県告示第

		況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。 (4) 終生飼養に努めること。	461号。以下「適合飼養等施設の基準」という。)に定めるおり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設のいずれかの施設
ベニツツバナ (<i>Odon-tonema strictum</i>)	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等をする事。 (4) 地下茎の断片，根茎部，種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	適合飼養等施設の基準に定める屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設
シキザキベゴニア (<i>Begonia cucullata</i>)	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等をする事。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等をする事。 (4) 地下茎の断片，根茎部，種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	適合飼養等施設の基準に定める屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設

鹿児島県告示第508号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 8 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

始良市加治木町小山田字宮田ヶ平2145番3，2159番1，2160番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良

市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第509号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 8 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
出水郡長島町川床字冷水平816番1，819番3，字龍毛826番2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については，主伐は，択伐による。
字冷水平816番1（次の図に示す部分に限る。），819番3，字龍毛826番2（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については，主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第510号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により，次のとおり肥料の登録をした。

令和 7 年 8 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1374号	令和7年7月30日	令和10年7月29日	乾燥菌体肥料	マッドパワー	窒素全量 6.0 りん酸全量 3.0	使用される原料，含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	鹿児島ブロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地

南薩地域振興局告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により，指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 7 年 8 月 8 日

南薩地域振興局長 川畑敬郎

事 業 所		指定障害児通所支援事業者			廃 止 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
こども発達支援 センターいるか まくらざき	枕崎市西本町12 番地	一般社団法人は やぶさ福祉会	枕崎市西本町24 番地 1	上釜 光輝	令和 7 年 8 月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 7 年 8 月 8 日

鹿児島県総合教育センター所長 徳留敏郎

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
鹿児島県総合教育センター情報教育研修システムの賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和 8 年 1 月 1 日から令和12年12月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品等の機能等証明書を、令和 7 年 9 月 3 日午後 5 時までに4の(2)の場所に提出し、当該物品等を納入することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(3)の納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元が証明した書面を併せて添付すること。また、提出された機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類

を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和7年8月8日から同月22日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県総合教育センター総務課

鹿児島市宮之浦町862番地 郵便番号 891-1393

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和7年9月24日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年9月25日午前10時

イ 場所 鹿児島県総合教育センター会議室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㍿) 交付場所 (2)に同じ。

(㍿) 交付期限 令和7年8月21日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(㍿)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を

被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

なお、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約に基づき 1 年以上の履行が継続しているもの又は過去 2 箇年の間に種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約の履行完了日が含まれるものも 1 回の実績とすることができる。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

なお、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約に基づき 1 年以上の履行が継続しているもの又は過去 2 箇年の間に種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約の履行完了日が含まれるものも 1 回の実績とすることができる。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては、記名したもの）の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総合教育センター総務課

鹿児島市宮之浦町 862 番地 郵便番号 891-1393

電話番号 099－294－2311

ファックス番号 099－294－2309

13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

A whole set of equipments for ICT training

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 24 September 2025

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Kagoshima Prefectural Institute for Education Research

862 Miyanouracho, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 891－1393 Japan

TEL 099－294－2311

FAX 099－294－2309

正

誤

令和 7 年 3 月 28 日付け鹿児島県公報第 603 号の 18 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
20	上から 20 行目	条例	， 条例